

第2 景観形成の基準の解説

1. 共通事項に係る基準

共通事項

●【基準】 1-①

景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場からの眺望に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

●【基準のねらい】

奈良県の景観特性の一つに「眺め」の豊かさがあり、この優れた眺望の保全に具体的に配慮した計画とすることが必要です。

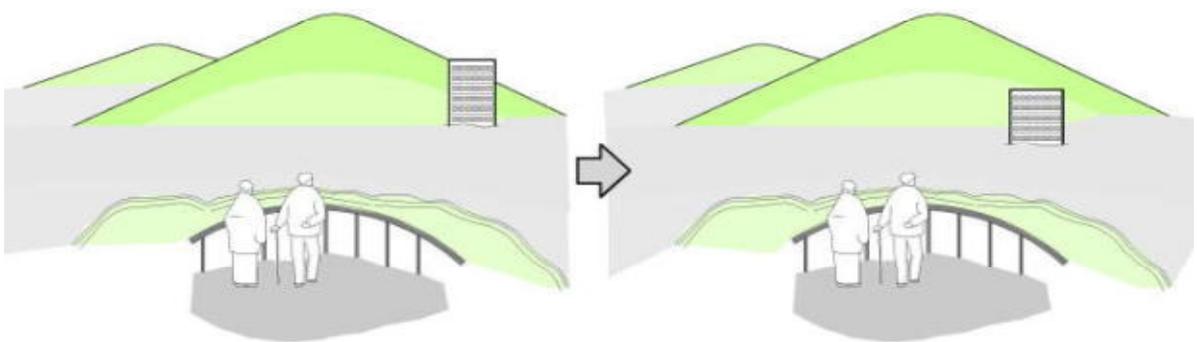
●【配慮内容】

- ①優れた眺望景観への影響を考慮し、建築物等の配置に配慮する。
- ②優れた眺望景観に与える影響を必要最小限となるよう計画する。
- ③視点場と視対象を把握し、近景、中景、遠景への影響を区分し、仰瞰景観、俯瞰景観、水平景観の特性に応じた眺望への見え方に配慮する。

●【具体的方法】

- ①視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の配置をずらしたり突出物の高さを抑えるなどの工夫をする。
- ②やむを得ず、視対象の眺望を遮る場合は、遮る部分を必要最小限とするなど、建築物や工作物の配置、屋根や上層部等の形態や意匠を特に配慮する。
- ③眺望の視界に入る場合は、突出感や違和感のあるデザイン、誘目性の高い色彩の使用を避ける計画とする。

【例】



○視点場からの眺望に配慮した高さ・配置の計画とする。

コラム

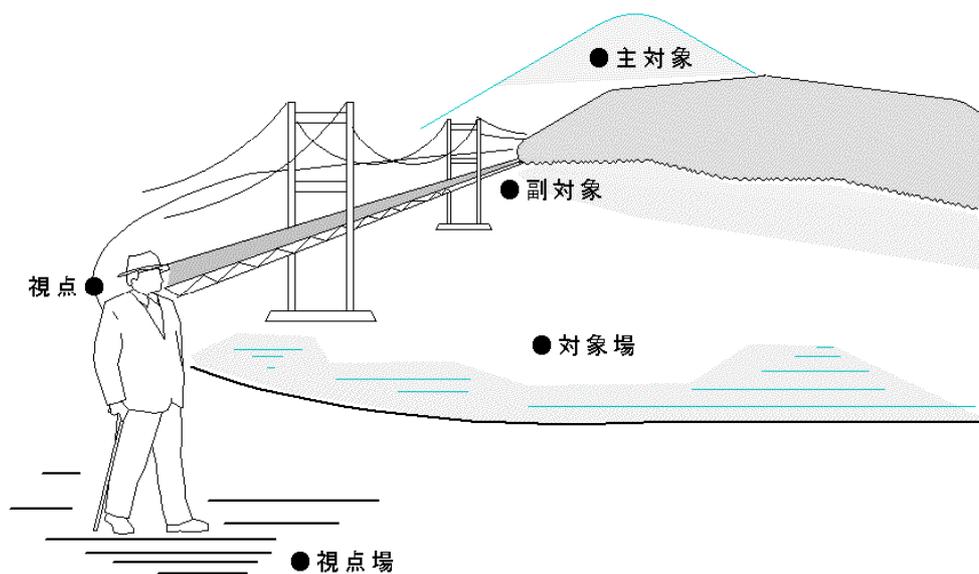
主要な視点場の考え方

主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良県景観資産に登録されたもののうち眺望にかかるものをいいます。

視点場（視点の存在する場所）とは、眺めを楽しむ場所のことであり、視点場から眺められる対象物のことを視対象（主対象、副対象と対象場）とといいます。（下図、参照）

これらの視点場から、景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺構等の主対象への眺望及び対象場における眺望への影響についての配慮を、該当行為に対して求めるものです。

※ まほろば眺望スポット百選及び奈良県景観資産に登録された視点場の場所は、参考資料（55～63ページ）に掲載しています。



（「土木工学ハンドブック」土木学会編より作成）

<用語の解説>

- 視 点：景観を見る人の目の位置
- 視点場：視点の周囲
- 主対象：一時的な影響力を持つ対象（群）
- 副対象：二時的な影響力を持つ対象（群）
- 対象場：景観の主役となる要素を引き立たせるための背景

●【基準】 1-②

地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

●【基準のねらい】

奈良県内の景観は、地域によって様々な個性を持っており、それらを把握した上で、地域の良好な周辺環境と調和のとれたものとなるよう配慮することが必要です。

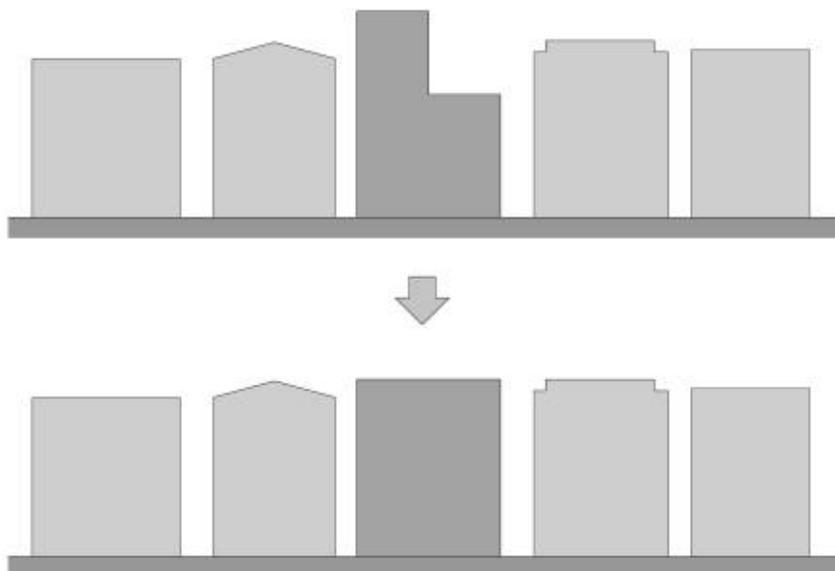
●【配慮内容】

- ①地域の自然・歴史、社会・経済的特性を把握して計画を行う。
- ②地域の守るべき景観、改善すべき景観、創出すべき景観を意識し、これらを踏まえた景観づくりを実践する。
- ③行為計画で配慮すべき基礎的事項として、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減する。

●【具体的方法】

- ①周辺地域の景観に配慮した建築物等の意匠・外観色や素材を採用する。
- ②周辺地域の用途地域や特性を考慮して計画を行い、周辺になじむような屋根形状や配置とする。

【例】



○建築物のスカイラインを揃えるとともに、周辺の街並に調和した計画とする。

●【基準】 1-③

行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

●【基準のねらい】

行為地内に複数の建築物、工作物等がある場合には、行為地内共通の方針を定めて個々の意匠形態の調和を図り、行為地全体としてのまとまりが図れるように計画することが必要です。

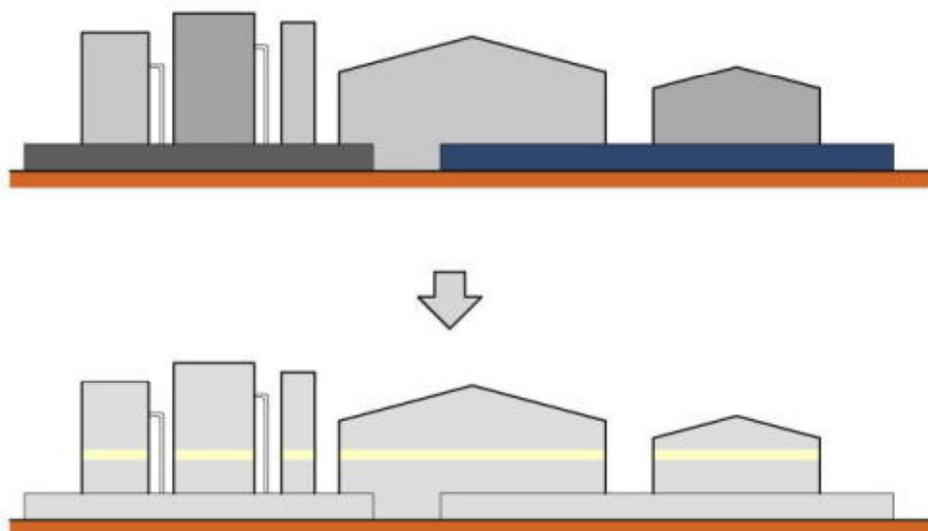
●【配慮内容】

- ①行為地内に共通するコンセプトを設定して相互の調和が図れるように計画する。
- ②行為地内の建築物、工作物等の全体配置や敷地特性を把握して、まとまりのある配置計画とする。
- ③行為地内の建築物、工作物等の相互の意匠形態の調和に配慮して計画する。

●【具体的方法】

- ①行為地内の建築物などの高さを統一して調和のとれた計画とする。
- ②行為地内の建築物などの素材と色彩を統一して調和のとれた計画とする。
- ③行為地内に建築物や工作物が混在する場合は、外部からの見え方に配慮した配置・意匠として雑然さを軽減する。

【例】



○敷地内の建築物や工作物の色彩などを揃えることで調和のとれた遠景となる。

2. 建築物の新築又は移転等に係る基準

(1) 配置、規模及び高さ

建築物

●【基準】2-(1)-①

良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

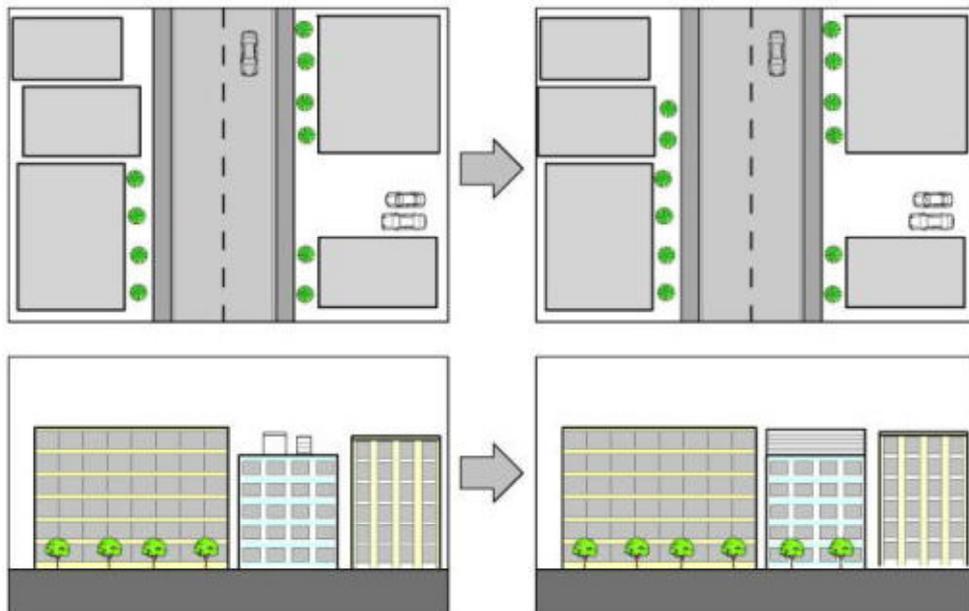
●【基準のねらい】

一つの建築物等が、地域の景観を大きく変えてしまう場合があるため、地域の特徴となっている景観や地域の景観資産などの地域の景観特性を把握し、その良好な周辺景観との調和に配慮することが必要です。

●【具体的方法】

- ① 周辺建築物等より大規模な建築等を行う場合は、建築物等のセットバックや建物の分棟化等により、周辺景観と調和した配置、規模、高さとする。
- ② 周辺建築物等の高さや壁面が揃っている場合は、突出感を生じさせず、統一感のある高さ、配置とする。
- ③ 敷地に余裕がある場合は、建築物等を敷地境界線から離すなど、ゆとりを持たせた配置計画とする。

【例】



○周辺の建築物と配置や高さを揃えることで街並みの調和が図られ遠景景観が良くなる。

●【基準】2-(1)-②

山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

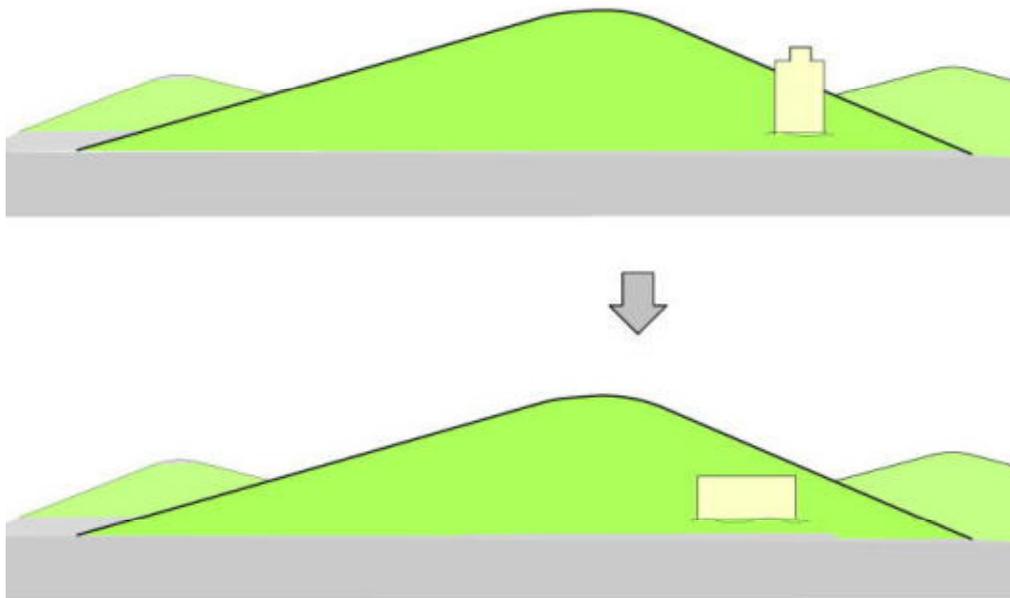
●【基準のねらい】

「青垣」は奈良の景観の骨格をなしており、また、大和高原地域や吉野五條地域の山岳景観などは、豊かな表情を見せており、これらの連続した山並みがつくる美しいスカイラインを乱さないよう配慮することが必要です。

●【具体的方法】

- ①建築物等はできる限り稜線を越えないよう、その位置に配慮する。
- ②山稜の麓などに配置する場合は、建築物等の高さを抑え稜線を越えない規模とする。
- ③公共の場所などから「青垣」への眺めに配慮した高さとする。

〔例〕



○稜線を乱さないよう配置や高さを抑えた計画とする。

●【基準】 2-(1)-③

歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあつては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあつては、原則として、道路の境界線から1 m以上後退した配置とすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物

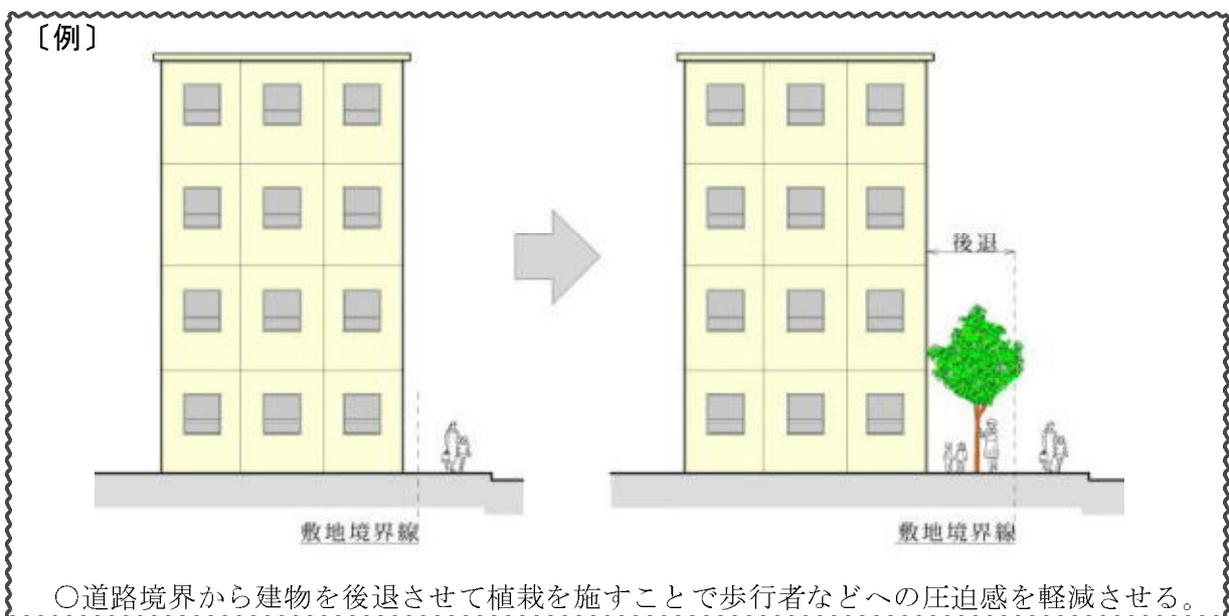
●【基準のねらい】

歴史的な街並みや集落、街路景観の整った地域では、道路に面して統一感のある景観が形成されており、その連続性に配慮した配置が必要です。

その他の地域においては、歩行者等への圧迫感を軽減するため、道路の境界線から1 m以上後退した配置とする。

●【具体的方法】

- ①歴史的な街並み地域等において、建築物の壁面の位置等を周辺と揃えることにより、良好な沿道景観に配慮する。
- ②歴史的な街並み地域等において、建築物がやむを得ず道路境界から後退する場合は、門、塀の設置等により周辺との連続性に配慮する。
- ③建築物は、道路の境界線から1 m以上後退して圧迫感を軽減する。



●【基準】2-(1)-④

行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

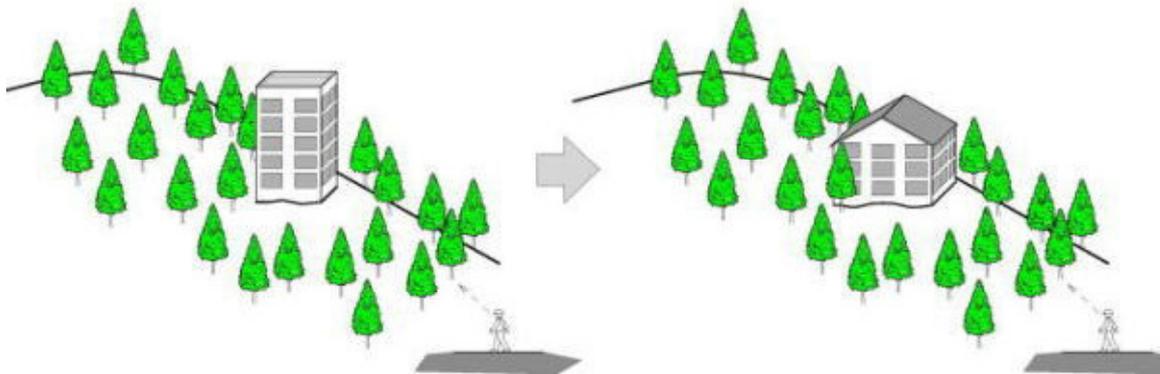
●【基準のねらい】

山林等の自然景観を保全することは重要です。その景観を損ねないようにするためには、樹木の高さを超えないように建築物、工作物を建てるのが大切です。

●【具体的方法】

- ①周辺の樹木に配慮して建築物等の高さを低くする。
- ②周辺の樹木より高くなってしまふ場合は、できる限り目立たないように屋根形状などを工夫する。
- ③周辺の樹木の状況を考慮して、なるべく景観に支障のないような建築物配置を選定する。

【例】



○周辺樹木に配慮した高さ・形状の計画とする。

●【基準】 2 - (1) - ⑤

行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

●【基準のねらい】

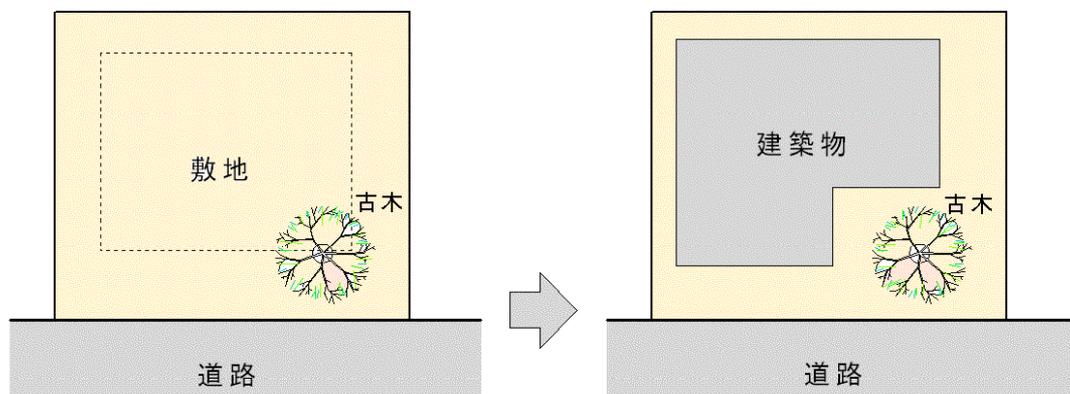
歴史的な遺構や良好な樹木等は、地域の景観資産となっていることが多く、樹木の成長には、長い時間がかかることから、伐採について十分に検討することが必要です。

また、建築物を建築等する際には、それらを保存し、活かすことで、潤いのある景観がつけられます。

●【具体的方法】

- ①歴史的な遺構や良好な樹木がある場合は、その遺構や樹木を保存できるような建物等の規模や配置とする。
- ②樹木をそのまま保存できない場合は、行為地内で移植して修景に活かす。
- ③樹木が周辺地域の地域遺産となるよう、道路や公園などの公共の場所から樹木が見えるように建築物等を配置する。

【例】



○敷地内に良好な樹木などがある場合は、建築物の形状を変えるなど保存できるような計画とする。

●【基準】 2-(1)-⑥

塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。

適用区域	広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物

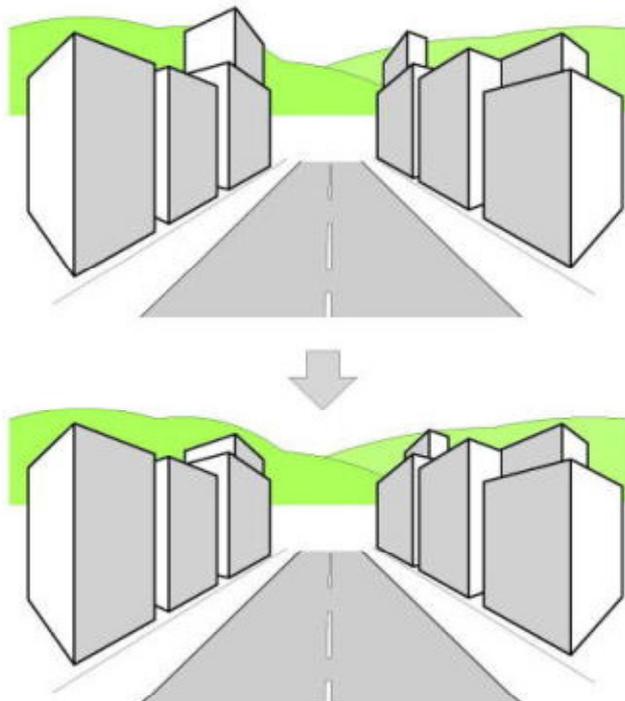
●【基準のねらい】

道路の軸線方向から見る「青垣」への眺めは、奈良の景観の特徴の一つです。道路沿いに建つ建築物の塔屋などは、道路から青垣への遠景に配慮する必要があります。

●【具体的方法】

- ①エレベーター機械室や階段室、装飾棟などの塔屋等は、道路境界からできるだけ後退させる。
- ②塔屋等の大きさを小さくしたり、高さをできる限り低く抑える。
- ③屋上の突出物や掲出物などはできる限り避けて、遠景の眺めに考慮する。

〔例〕



○塔屋部分や装飾棟部分は、高さを抑えたり後退させることで軸線方向の遠景に配慮した計画とする。

(2) 形態及び意匠

建築物

●【基準】 2 - (2) - ①

良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物

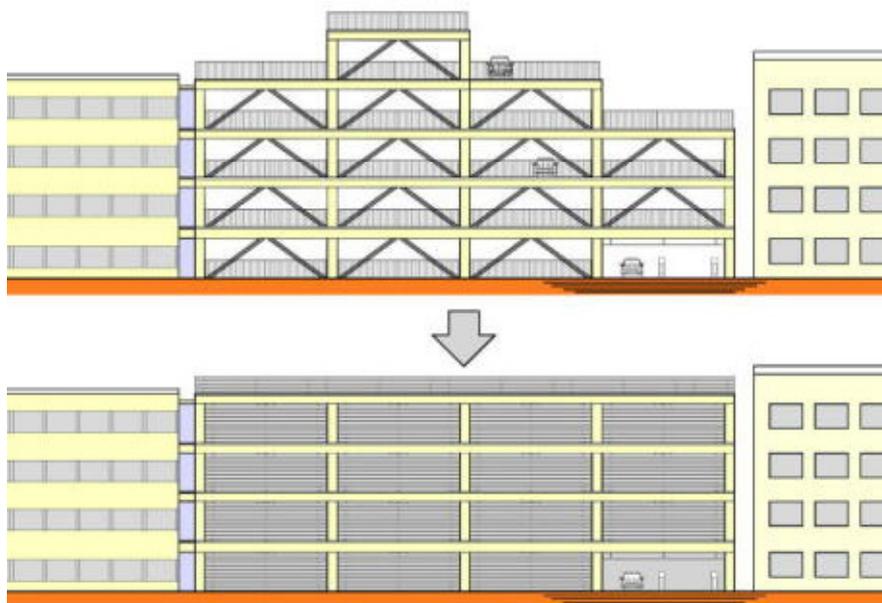
●【基準のねらい】

建築物等が周辺と一体的にまとまりを持った形態・意匠とするとともに周辺景観に調和するものとして計画、設計、建設されることにより、地域に一定の基調を創出し周辺の街並みの景観づくりに寄与することになります。

●【具体的方法】

- ①一つの敷地に複数の建築物や工作物を建てる場合は、個々の建築物ごとに形態や意匠を考えるのではなく、複数の建築群等によるまとまりに配慮する。
- ②近隣及び隣接する建築物の状況を考慮して、外観の仕上げや棟の高さを揃えるなど街並みとして統一に配慮する。
- ③外壁に目隠しルーバーや付け庇などを設置して建築物等の外観を工夫する。
- ④外壁面積などが広い場合は、壁面に凹凸を付けたり雁行形状にするなど、単調な壁面形状にならないよう工夫する。

【例】



○建築物の形状を周辺に揃えるとともに、駐車場などは、目隠しなどを設置して景観に配慮した意匠とする。

●【基準】2-(2)-②

歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあつては、できる限り勾配屋根とすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域
適用行為	建築物

●【基準のねらい】

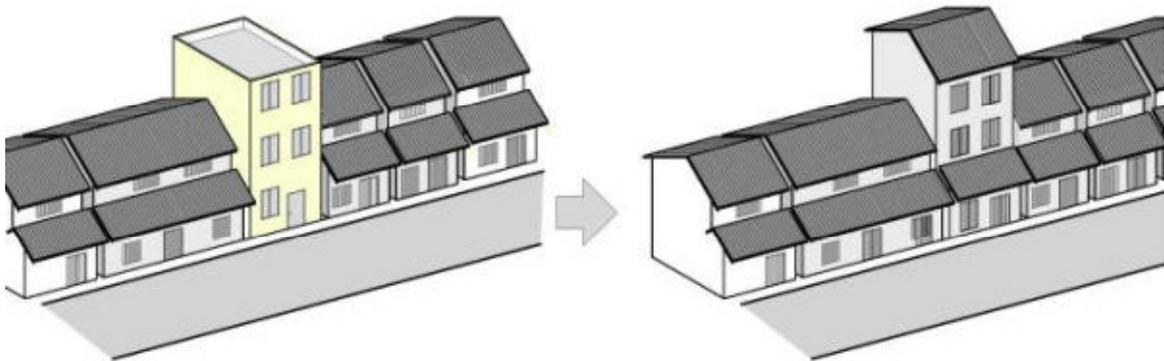
歴史的な街並みや集落では、地域固有の建築様式や外観等を持った建築物が並び、良好な街並みを形成しています。

これらの建築物に合わせた形態や外観とし、連続性を損なわないようにすることが必要です。また、これらの周辺や歴史的な遺産の周辺にあつても連続性に配慮する必要があります。

●【具体的方法】

- ①行為地に近接する建築物と調和した勾配屋根とする。
- ②周辺地域の特性を把握すると共に、歴史的な街並みや遺産に配慮した勾配屋根とする。
- ③屋根形状だけでなく、高さや勾配なども周辺地域に併せる計画とする。

〔例〕



○陸屋根を勾配屋根とすることにより街並みの一体感をつくり出す。

●【基準】 2 - (2) - ③

道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

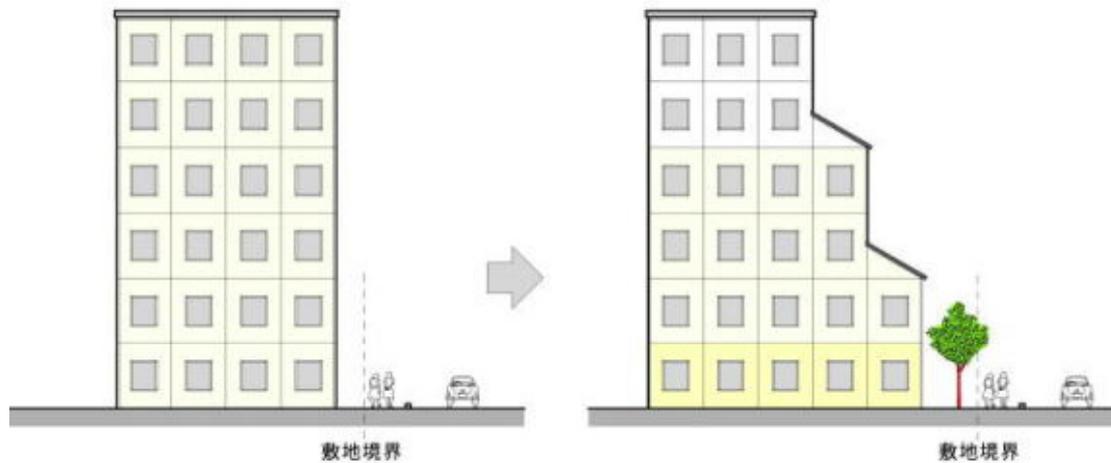
●【基準のねらい】

道路や公園等は、多くの人が利用する空間であり、それらに接する建築物等はその大きさから圧迫感や威圧感を与えることがあります。道路、公園等に接する部分の屋根、壁面、開口部等を工夫し、ゆとりを感じさせることが必要です。

●【具体的方法】

- ①長大かつ単調な壁面とならないように、壁面形状に適度に変化を持たせる。
- ②ピロティの設置や開口部の連続性に工夫して、圧迫感、威圧感を軽減する。

【例】



○歩行者などへの圧迫感をなくすように高さや形状を工夫した計画とする。

●【基準】 2-(2)-④

外壁又は屋上など外部に設ける建築設備は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物

●【基準のねらい】

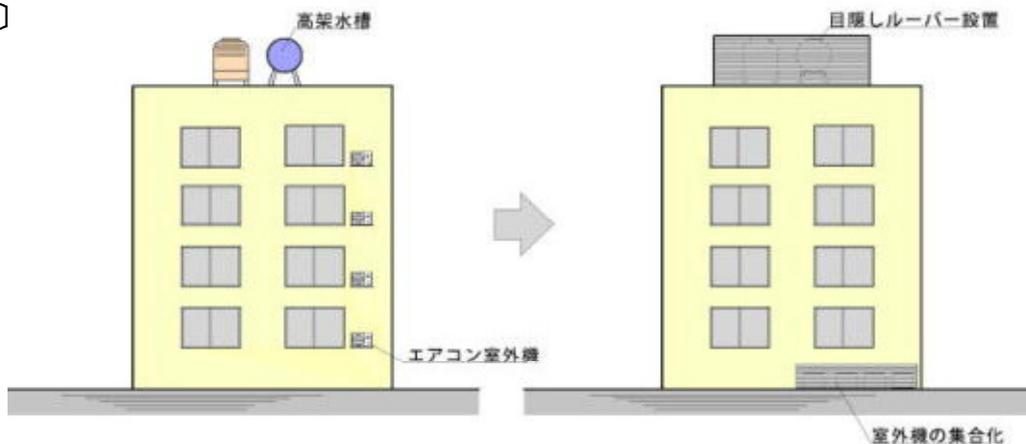
建築物に付属する空調や電気等の設備は、その形態や外観が建築物と異なることが多く、露出させた場合には、乱雑さを感じさせ、まとまりを損なうことがあります。

これら設備の形態を建築物に合わせ、建築物と一体化させることが必要です。

●【具体的方法】

- ①屋上に露出する設備をパラペット、ルーバー等で覆って目隠しする。
- ②設備をできる限り建築物内部に収める計画とする。
- ③クーラー室外機などの設備機器は、ベランダ手摺りの高さより低く設置し、外部から見えなないように配置する。
- ④やむを得ず配管やダクトなどを外壁に露出する場合は、外壁と同じ色彩や仕上げとする。

【例】



○屋上に露出する設備機器などはルーバーなどで目隠しを行い、室外機などは集合化することで違和感を軽減させる。



【受水槽をルーバーと植栽で隠した事例】

●【基準】 2-(2)-⑤

屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物

●【基準のねらい】

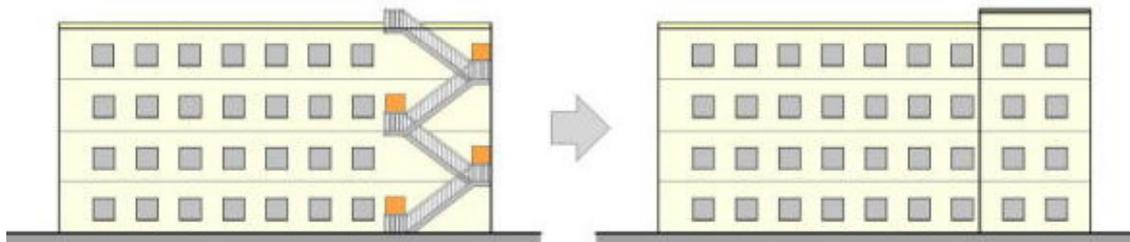
建築物と付帯する屋外階段やベランダ等は、建築物本体とまとまりのないデザインになっていると、建築物そのものが煩雑な印象となります。

建築物本体と一体感を持った形態や外観とすることで調和を図ることが必要です。

●【具体的方法】

- ①屋外階段やベランダ等の形状は統一し、街並みや建築物と一体化したデザインとする。
- ②屋外階段やベランダ等の素材や色彩は、建築物と調和のとれた意匠とする。
- ③屋外階段を建築物と一体化したデザインとして取り込むなど、建築物全体とのバランスを考慮した計画とする。
- ④屋外階段がやむを得ず露出する場合は、ルーバーなどで目隠しする。

【例】



○屋外階段を露出させず、内部に取り込むことで建物全体の調和に配慮する。

●【基準】 2－(2)－⑥－ア

外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

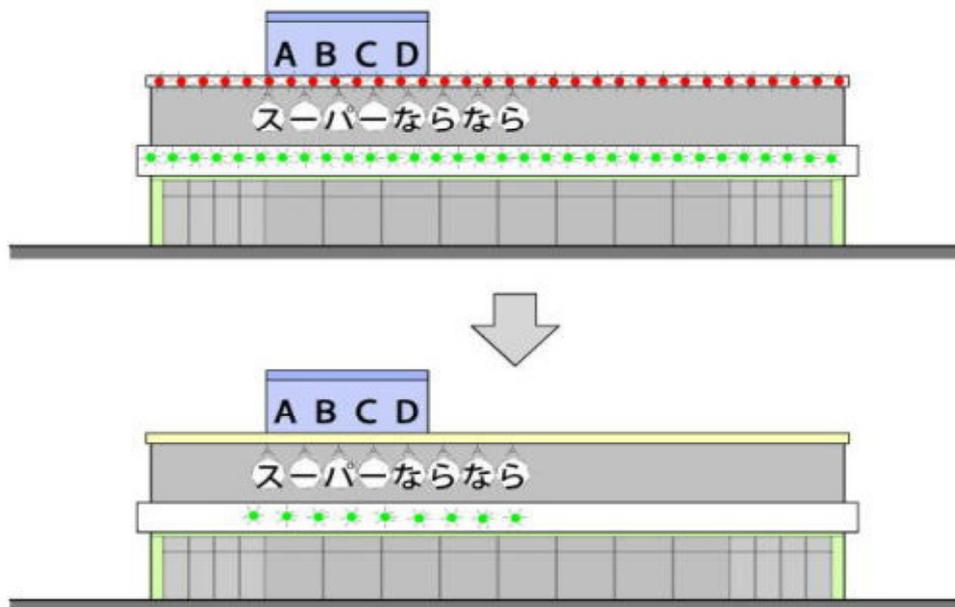
●【基準のねらい】

外観に光源等のある看板などの装飾があると、その建築物等が周辺となじまない印象となります。周辺の状況に応じて、派手な装飾とならないよう配慮することが必要です。

●【具体的方法】

- ①光源の輝きを抑え、暖色系の落ち着いた照明とする。
- ②過剰な光等が散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の面積に配慮する。
- ③夜間照明は、周辺環境に配慮するため、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明等を用いる。

〔例〕

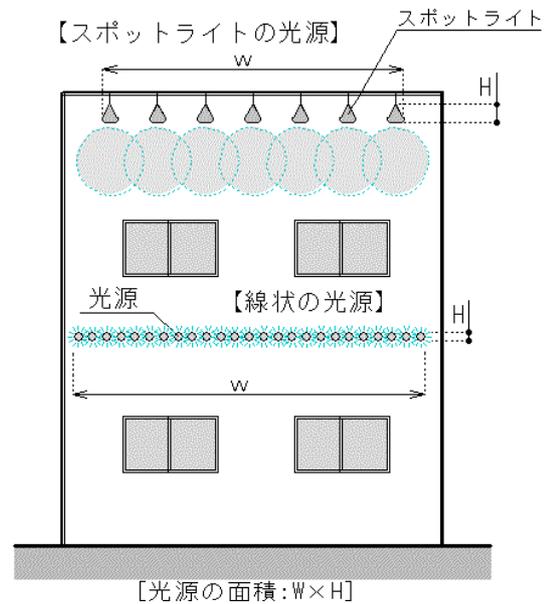
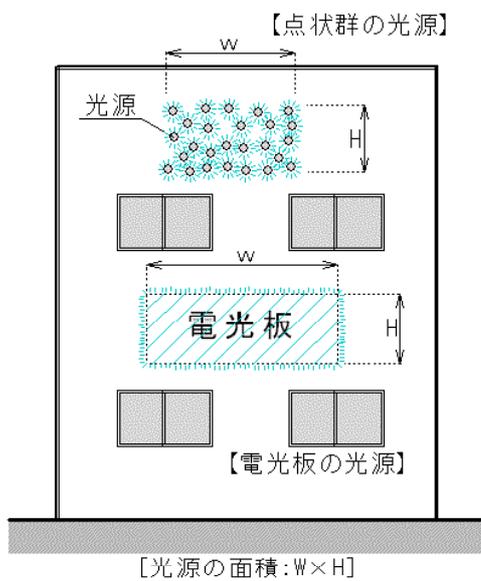
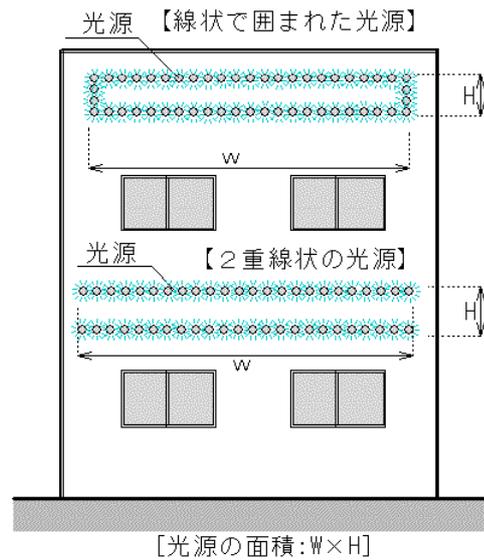
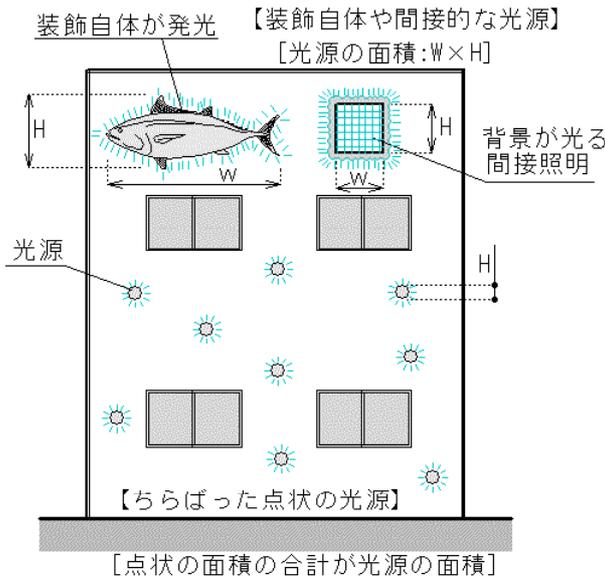


○ネオンサインを減らして派手な印象を抑える計画とする。

コラム

光源面識の取り方について

電光装飾板など面となっている場合は、その鉛直方向の見付け面積となりますが、光源等の装飾が集中して点在する場合や線状に続く場合は、下図のように、その光源等の装飾が一体的に形成する区画の鉛直方向の見付け面積となります。



建築物

●【基準】 2 - (2) - ⑥ - イ

高さ 5 m を超える点滅する光源の設置は、原則として避けること。

適用区域	第 2 種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

●【基準のねらい】

インターチェンジ周辺の沿道は、奈良を訪れた人が最初に目にする場所であり、その印象が奈良のイメージとなります。印象を損ねる派手な装飾とならないよう配慮することが必要です。

●【具体的方法】

- ①光源の高さをできる限り低くして、周辺景観に配慮する。
- ②県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道である「第 2 種特定区域」においては、点滅する光源は 5 m を超える位置に設置しない。

建築物

●【基準】 2 - (2) - ⑥ - ウ

点滅する光源の設置は、原則として、避けること。

適用区域	第 1 種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

●【基準のねらい】

夜間の屋外照明は、安全上必要であるとともに、賑やかさを演出するなど美しい夜間景観をつくれます。しかし、照明方法等が適切でない場合は、過剰な光が散乱するなど、周囲に不快感を与えることがあるため、照明方法等を工夫していくことが必要です。

●【具体的方法】

- ①歴史的な街並み等では、温かみのある光源を利用し、夜間景観に趣を加える工夫をする。
- ②世界遺産など県を代表する歴史文化遺産が集積する地域の沿道である「第 1 種特定区域」においては、点滅する光源は設置しない。

●【基準】 2 - (2) - ⑦

塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。

適用区域	広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物

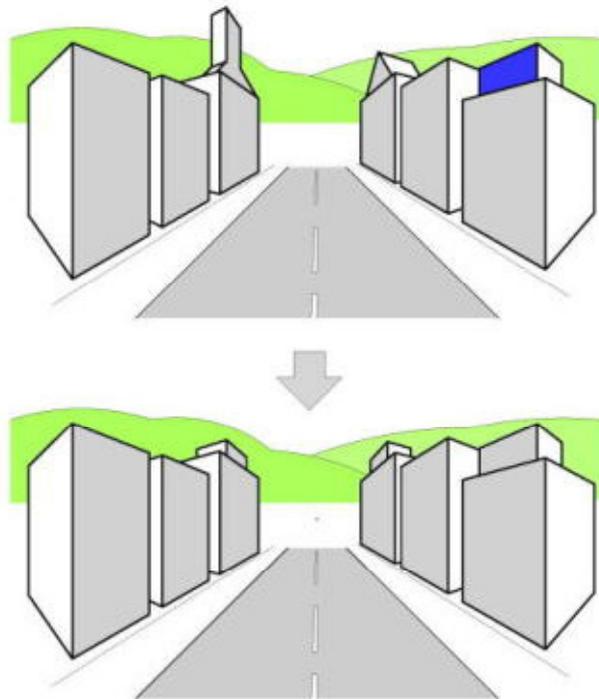
●【基準のねらい】

道路の軸線方向から見る「青垣」への眺めは、奈良の景観の特徴の一つです。道路沿いに建つ建築物の塔屋などは、道路から青垣への遠景に配慮することが必要です。

●【具体的方法】

- ①エレベーター機械室や階段室、装飾棟などの塔屋等は、目立たないようにまとまりのある形態・意匠とする。
- ②塔屋等は、その形態と共に色彩にも配慮して、突出した違和感を軽減させる。
- ③屋上の突出物や掲出物などは建物本体や周辺と色彩を合わせて、遠景の眺めに考慮する。

【例】



○塔屋などの形態、意匠や色彩を目立たないようにすることで、道路の軸線方向の眺めが改善される。

- 【基準】 2 - (2) - ⑧
原則として、勾配屋根とすること。

適用区域	第1種特定区域
適用行為	建築物

●【基準のねらい】

古都奈良としての魅力をより発展させるため、第1種特定区域（主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く。）においては、街並みに溶け込む勾配屋根とすることが必要です。

●【具体的方法】

- ①世界遺産など県を代表する歴史文化遺産が集積する地域の沿道である「第1種特定区域」においては、景観に配慮し勾配屋根とすること。
- ②屋根の方向や勾配及び素材を周辺と揃えることで、より良い景観が形成されます。

【例】



- 勾配屋根にする場合も近隣建築物と屋根形状や屋根勾配を揃えることで街並みがより良くなる。

(3) 色 彩

建築物

●【基準】 2 - (3) - ①

色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

●【基準のねらい】

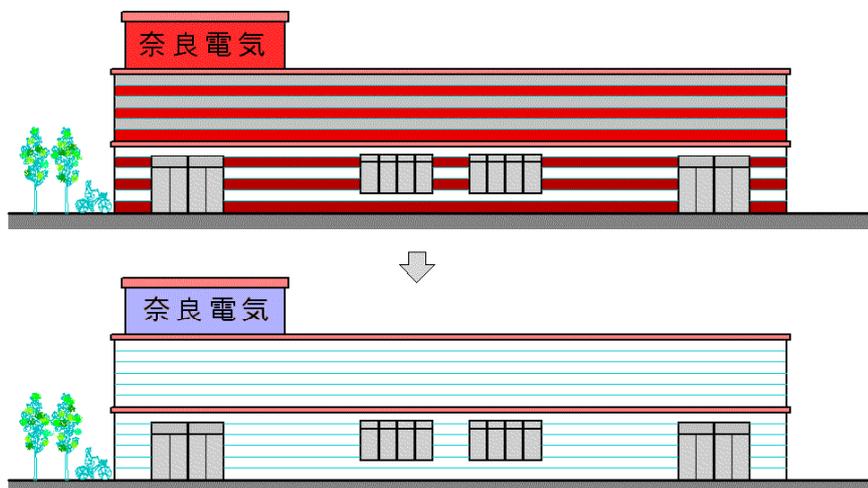
建築物等の色彩が景観に与える影響は大きく、周辺の街並みや自然景観と大きく異なる色を用いると、周辺から浮き上がって見え、違和感を与えます。

このため、彩度の高い色や明度の高い色の使用を避けるなど、周辺景観と極端に異なる色を使用することが必要です。

●【具体的方法】

- ①「色彩に関する景観形成の基準」に適合させる。
- ②派手な色を抑えるとともに、強調色は低い位置に部分的に用いることとする。
- ③周辺景観の調和も考慮に入れた色彩計画とする。

【例】



○使用する色彩の種類や面積を抑えることにより落ち着いた外観とする。

参考

色彩基準の考え方

- ・一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表記します。しかし色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、色彩に関する景観形成の基準では、色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」を採用しています。
- ・色彩に関する景観形成の基準では、その場所により「住居系地域」「工業系地域」「商業系地域」「自然系地域」「第1種特定区域」に分かれています。
(色彩に関する詳細は、「奈良県景観色彩ガイドライン」をご覧ください。)

●【基準】 2- (3) -②

多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

●【基準のねらい】

建築物の外壁等の多くの部分に使用する色（基調色）と異なるアクセント色を使用することは、壁面等に変化を与え、賑わいの演出、圧迫感や威圧感の軽減に有効です。

しかし、色の組み合わせ、使用する範囲や箇所により、景観を損ね、見る人に不快感を与えることがあります。このため、配色や使用する部位等を十分に検討することが必要です。

●【具体的方法】

- ①アクセント色を使用する部位は、建築物全体とのバランスをとり、多くなりすぎないようにする。
- ②建築物の基調色と対照的な色彩のアクセント色は、使用する部位を少なくする。
- ③建築物の基調色と対照的な色ではなく、同系色の異なった色を使用することにより、落ち着いた建築物となる。
- ④商業地において、高彩度色を用いて賑わいの演出を行う場合は、アクセント色として低層階部分に使用する。

【例】



○アクセントカラーの使用を一部分に配置して、落ち着いた建築物外観の計画をする。

参考

強調色の考え方

- ・色彩に関する景観形成の基準では、アクセント色として各立面の 1/5（高さ 31m 超又は 3000㎡超の建築物等の場合は 1/10）の面積まで、全ての色が使用できます。
- ・第1種特定区域では、アクセント色 1・アクセント色 2 として、別に使用できる面積が定められています。
- ・木材や石材などの自然素材は、この色彩基準によらないことができます。

(4) 素 材

建築物

●【基準】 2 - (4) - ①

良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

●【基準のねらい】

建築物、工作物の外壁などの素材は、建築物等のイメージに大きな影響を及ぼします。周辺の建築物等との同質の素材を使用するなど、周辺の景観と調和させることが大切です。

また、反射性の高い素材は、周辺への影響が大きくなることがあるため、使用する位置や量に配慮し、反射を抑える工夫をすることが必要です。

●【具体的方法】

- ① 自然的景観が広がる場所では、石材、木材等の自然素材を使用する。
- ② 歴史的な街並みや伝統的な集落等では伝統的に使用されてきた素材を使用する。
- ③ 市街地では周辺の建築物等に合わせた素材を使用する。
- ④ 反射性の高い素材を使用する場合は、反射を抑えた仕上げとすることや向きの変化、部位の分割を行い、大規模な反射面を作らないようにする。

【例】



○反射する素材を控え、周辺街並みに調和した素材を使用する。

建築物

●【基準】 2 - (4) - ② - ア

歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあつては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域
適用行為	建築物

建築物

●【基準】 2 - (4) - ② - イ

地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮すること。

適用区域	第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物

●【基準のねらい】

歴史的街並みや集落の整っている地域などでは、建築物や工作物に自然素材や伝統的素材等を使用した地域固有の特徴ある景観が見られます。また、歴史的な遺産は、地域の景観のシンボルとなっているところが多くあります。

これらの地域や歴史的な遺産の周辺にあつては、伝統的素材等を新たな建築物等に使用することで、建築物等が周辺の景観と調和したものとなります。

●【具体的方法】

- ① 伝統的素材である木材、石材、壁土や瓦などを活用する。
- ② 地域の風土に育まれた地場産材（吉野杉など）を適材適所に活用する。
- ③ 近隣地域で古くから使われている材料を積極的に計画に取り入れる。

【例】



○ 伝統的な素材を活用して統一のとれた街並みを形成する計画とする。

(5) 緑化

建築物

●【基準】2-(5)-①

行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

●【基準のねらい】

行為地内に樹木等を植栽することで、建築物等の圧迫感を軽減するとともに、景観にゆとりや潤いを創出します。

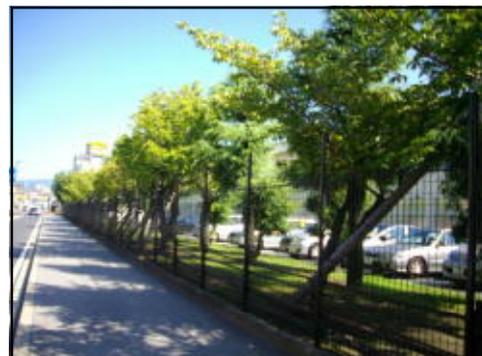
気候条件や土壌条件を把握し、周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定することが大切です。

●【具体的方法】

- ①行為地面積の3%以上を緑化する。
- ②緑化にあたっては、地域の景観特性や、気候、風土にあった樹種を選定する。
- ③道路面から見える部分に中高木の緑化を行い、外部からの眺めに配慮する。



【建物と歩道の上に植栽した事例】



【敷地と歩道の上に植栽した事例】

●【基準】2-(5)-②

住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生け垣や樹木とするよう配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

●【基準のねらい】

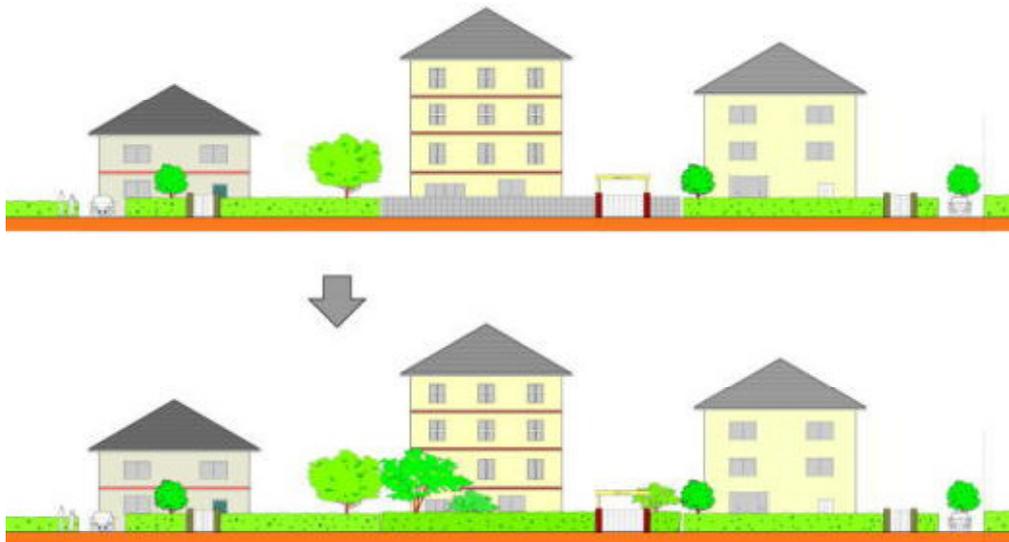
周辺の生け垣などの植栽と調和を図ることで統一された景観を創出します。

また、建築物や駐車場周辺に位置された緑は、景観の阻害要因を隠すだけでなく、街並み景観の魅力を高める効果があります。

●【具体的方法】

- ①近隣の生け垣が同一植栽である場合は、調和した植栽を選定する。
- ②ブロック塀などは避けて、できる限り生け垣とする。
- ③ブロック塀などを設置する場合は、塀の前面に植栽するなど、違和感を軽減する。

【例】



○近隣に調和した植栽を前面に施して、調和のとれた街並み計画とする。

参考

緑化方法についての考え方

- ・緑化面積の算定方法は、樹木の高さにより算定面積が決められており参考資料（P53）に示しています。
- ・緑化する植物の種類については、奈良県における適用樹木の一例を参考資料（P54）に示しています。